



証券コード：3651

2018年9月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
株式会社トライアンフコーポレーション
代表取締役 小澤 勝

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2018年9月27日（木曜日）午後6時までに当社に到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年9月28日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
日東星野ビル6階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項 第1号議案 株式交換契約の承認の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使には、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。

○株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.uet.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主総会参考書類>

第1号議案 株式交換契約の承認の件

当社及び株式会社C2（以下「C2社」といいます。）は、平成30年8月22日付けの当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、C2社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の締結につきご承認をいただきたく存じます。本株式交換を行う理由、本株式交換の契約の内容等は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

当社グループ（United Enterprises of Triumph）は、純粋持株会社である当社を中心に偉業を志す企業集団です。企業価値の向上を図り、「より多くのステークホルダーに必要不可欠な存在となること」を偉業（Triumph）として志しています。その実現のための手段として、経営管理の効率化による内部成長の促進と、M&Aによる外部成長の加速を経営戦略としています。C2社は、主にスマートフォン向けアプリ開発を行っており、BtoBtoC、BtoB、BtoC及び新規事業の4通りに分けられます。

BtoBtoCモデルは、コンシューマー（一般消費者）向けのアプリを携帯電話通信会社が提供するプラットフォームを通じて配信し、そのプラットフォーム上でダウンロードされたアプリの量に応じて報酬を受けるビジネスモデルです。C2社の売上高の7割以上がこのモデルによっています。

BtoBモデルは、顧客から依頼され、アプリ・WEBサービスの企画・開発・保守を行い、収益を得るビジネスモデルです。C2社の売上高の2割程度がこのモデルによるものとなっています。

BtoCモデルは、自社で企画・開発したアプリやサービスを自社が運営するサイトや、Appleの「App Store」、Googleの「Google play」を通じて配信し、収益を直接コンシューマーから得るビジネスモデルです。

新規事業は、ダウンロード数の多い人気アプリに広告枠を設けて、広告主へ広告料を課金するビジネスモデルです。現時点において、このモデルによる売上高は大きくはありませんが、今後の収益化が期待されます。

C2社は、役員2名、従業員11名と小規模な組織であり、今後更に事業を拡大していくためには、より多くの優秀な人材獲得や外注先の確保が課題であると認識しています。C2社は、資金力、技術力、人材の厚さなど、総合的な観点で当社グループを評価しており、当社グループの一員となることは、C2社が現在抱えている問題解決の一策になると考えています。

当社グループは、当社連結子会社のインフォメーションサービスフォース株式会社とC2社とのさまざまな業務上の連携のほか、経営管理業務（経理・財務・人事・総務・情報・法務・広報などの間接業務）においてもC2社に対して大きく貢献することができると考えています。そして、C2社が当社グループの事業ポートフォリオに加わることは、連結業績の大幅な向上につながるものと期待しています。

このように、本件取引は双方にメリットがあると考えて意思決定しました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社がC2社との間で締結した本株式交換契約の内容は、別紙「株式交換契約書（写）」のとおりです。

3. 交換対価の相当性に関する事項

交換株式の総数または総額の相当性に関する事項

（1）本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社トライアンフコーポレーション (株式交換完全親会社)	株式会社C2 (株式交換完全子会社)
本件交換株式に係る 割当比率	1	2,300
本件株式交換により 割当交付する株式数	当社普通株式 115,000 株	

(注1) 株式の割当比率

C 2社の普通株式1株に対して、当社の普通株式2,300株を割当て交付いたします。

(注2) 株式交換により完全親会社(当社)が発行する新株式数

普通株式 115,000株

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

本件株式交換に用いられる株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたって公平性・妥当性を確保するため、当社は株式会社M&Aコンサルティング(以下「M&Aコンサルティング」といいます。)を当社及びC 2社のいずれからも独立した第三者機関として選定のうえ、当社及びC 2社の株式価値の算定を依頼しました。

(イ) 算定に関する事項

当社の株価について、株式会社M&Aコンサルティングは、当社株式はTOKYO PRO Market市場に上場しているものの、流通量が少ないと一般的には考えられる市場であることから、市場株価法をベースとしつつ、補完する意味でDCF法も併せて採用しています。

市場株価法においては、直近取引価格及び直近取引の属する月間平均取引価格を採用しており、算定結果は、1,970円～1,985円となりました。

DCF法においては、当社の中期事業計画を基に将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引く方法で計算しており、算定結果は、1,780円～1,980円となりました。なお、算定の基礎となる当社の中期事業計画において、大幅な増減益は見込まれておりません。

C 2社の株価については、非上場会社の評価において客観性の観点から特に優れていると考えられていることから、EV/EBITDA倍率法を採用しています。

算定において、EV/EBITDAの計算は、C 2社から入手した財務諸表に所要の修正を行ったうえで行われております。

これらの情報を参考として、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率は、両社の株主にとって不利益なものではなく妥当であるとの判断に至り、本株式交換における株式交換比率を決定し合意いたしました。

4. 株式完全子会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

C 2社の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、当社ウェブサイト(<http://www.uet.jp/>)に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

計算書類等は、公認会計士または監査法人による監査を受けておりません。

(2) 臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての事項

(1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

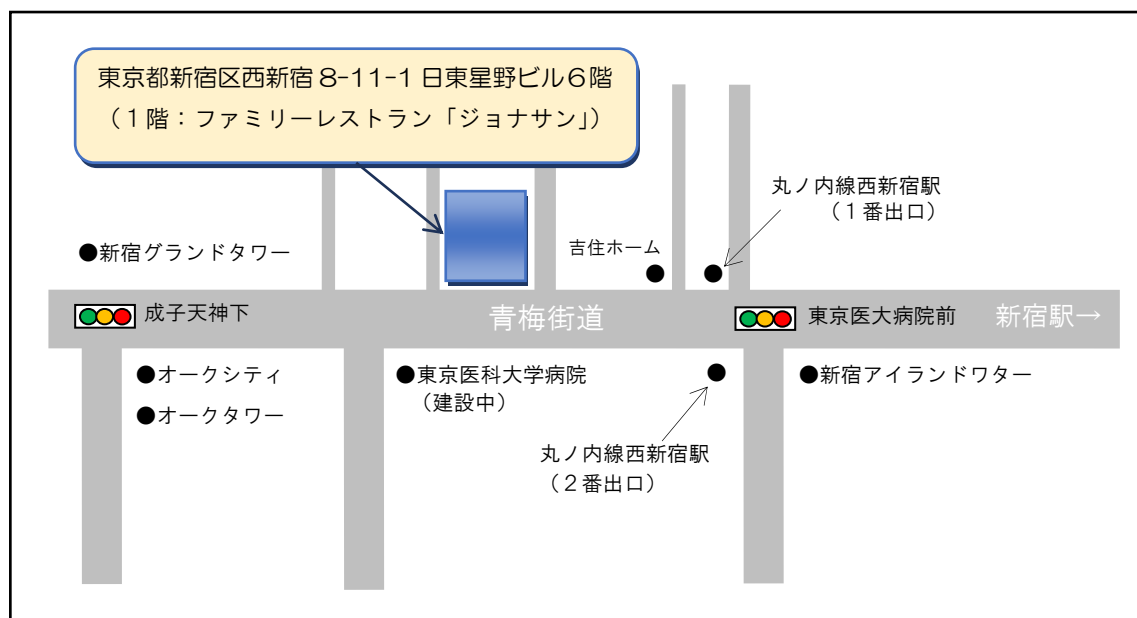
該当事項はありません。

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿 8-11-1 日東星野ビル 6 階

「当社会議室」

電話：03-5332-6751（代表）



●東京メトロ丸の内線「西新宿」駅 1 番出口より徒歩 1 分

※当会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類別紙

「株式交換契約書（写）」

株式交換契約書（写）

株式会社トライアンフコーポレーション（以下「甲」という。）と 株式会社 C2（以下「乙」という。）とは、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする会社法上の株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済普通株式の全部を取得する。

第 2 条（株式交換の当事者）

本件株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社はそれぞれ次のとおりとする。

- ① 株式交換完全親会社
（商号） 株式会社トライアンフコーポレーション
（所在地）東京都新宿区西新宿八丁目 11 番 1 号
- ② 株式交換完全子会社
（商号） 株式会社 C2
（所在地）東京都文京区湯島二丁目 29 番 3 号

第 3 条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日は、2018 年 10 月 1 日とする。ただし、本件株式交換の手続上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の協議の上、合意をもって、これを変更することができる。

第 4 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

甲は、本件株式交換に際して、乙株式の時価総額を 920,000,000 円と算定し、乙の発行済株式総数 200 株のうち甲が保有する 150 株を除いた残り 50 株に対して、乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 2,300 株の割合で割当てる。

第 5 条（資本金及び資本準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- ① 増加する資本金の額 0 円
- ② 増加する資本準備金の額 230,000,000 円

第 6 条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 甲は、2018 年 9 月 28 日に開催予定の甲社臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。ただし、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の協議の上、合意をもって、これを変更することができる。
- 2 乙は、2018 年 8 月 22 日に開催予定の乙社臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。ただし、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の協議の上、合意をもって、これを変更することができる。

第 7 条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響をおよぼす恐れのある行為については、事前に甲乙の協議の上、合意をもってこれを行う。

第8条（表明および保証）

- 1 甲は、本契約締結から効力発生日までの間のすべての時点において、乙に対し、以下の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - ① 甲の知りうる限り、甲が乙に対して提示した甲に関する情報に虚偽はない。
 - ② 甲は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力および行為能力を有している。
 - ③ 本契約の締結および本契約上の義務の履行は、(i) 甲の定款または内部規則に違反せず、(ii) 甲を当事者とするいかなる契約にも違反せず、(iii) いかなる法令等にも違反せず、かつ甲に対するいかなる判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。
 - ④ 本契約に署名または記名捺印する者は、法令等、定款その他の内部規則で必要とされる手続に基づき、甲を代表して本契約に署名または記名捺印する権限を付与されている。
 - ⑤ 甲は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他類似する倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、甲の知りうる限り、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。
- 2 乙は、本契約締結から効力発生日までの間のすべての時点において、甲に対し、以下の各号に規定する事項を表明し、かつ保証する。
 - ① 乙の知りうる限り、乙が甲に対して提示した乙に関する情報に虚偽はない。
 - ② 乙は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力および行為能力を有している。
 - ③ 本契約の締結および本契約上の義務の履行は、(i) 乙の定款または内部規則に違反せず、(ii) 乙を当事者とするいかなる契約にも違反せず、(iii) いかなる法令等にも違反せず、かつ乙に対するいかなる判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。
 - ④ 本契約に署名または記名捺印する者は、法令等、定款その他の内部規則で必要とされる手続に基づき、乙を代表して本契約に署名または記名捺印する権限を付与されている。
 - ⑤ 乙は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他類似する倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、乙の知りうる限り、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。
 - ⑥ 乙には本件株式の他に発行済株式および潜在株式は存在せず、本件株式には、乙の定款に基づく譲渡制限以外には、担保権、譲渡の約束、譲渡の禁止、その他いかなる制限もついていない。
 - ⑦ 乙が甲に提示した乙の貸借対照表、損益計算書およびその他の財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計原則によって作成されており、乙の資産および負債を適正に表している。
 - ⑧ 2018年5月31日以降、乙の資産および負債は、通常の事業の遂行に伴うものを除き変動しておらず、乙の知りうる限り、簿外債務および偶発債務は存在しない。
- 3 甲および乙は、前2項の規定に違反する事実が生じた場合またはその恐れが生じた場合、直ちにその旨および当該事実の詳細を相手方に対して通知する義務を負う。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、相手方が以下の各号の表明に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 自らが過去、現在とも暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特

殊能力暴力集団若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であったことはなく、また、将来においても反社会的勢力の一員になることはないこと。

- ② 自らの社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者が過去、現在とも反社会的勢力の一員であったことはなく、また、将来においても反社会的勢力の一員になることはないこと。

2 甲および乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為またはこれに準ずる行為を行った場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 甲および乙が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、その相手方に損害が生じて甲および乙は何らこれを賠償ないし補償することは要しない。ただし、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

第10条（契約違反および契約解除）

1 甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、違反が治癒されない場合には、本契約を解除することができる。

2 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知・催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、その他強制執行の申立を受けたとき。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他類似する倒産手続開始の申立を受け、若しくは自らこれらの申立を行ったとき。
- ③ 公租公課を滞納し督促を受けたとき、または保全差押その他滞納処分を受けたとき。

④ 振出、引受、裏書、または保証にかかる手形・小切手が不渡りとなり、または支払停止若しくは支払不能の状態となったとき。

⑤ 監督官庁から営業停止または営業取消等の処分を受けたとき。

⑥ 財産状態または業績が著しく悪化し、あるいはそのおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

第11条（公租公課および費用）

1 本契約および本件株式交換に関して各当事者に課される公租公課を各々が支払う。

2 本契約および本件株式交換の交渉、準備、締結、実行に関連して各当事者に生じまたは各当事者のために支出されたすべての費用は各々が支払う。かかる費用には各当事者の弁護士、公認会計士、その他の専門家の費用が含まれる。

第12条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に規定された義務に違反したことにより生じた相手方の損害を賠償するものとする。

第13条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

第14条（管轄）

甲および乙は、本契約に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙の協議のうえ決するものとする。

以上、本契約の成立を証するために本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

2018年8月22日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
株式会社トライアンフコーポレーション
代表取締役 小澤 勝

乙：東京都文京区湯島二丁目29番3号
株式会社C2
代表取締役 安田 昭夫